

会社分割に関する事前備置書類

ユニ・チャーム株式会社

ユニ・チャームプロダクツ株式会社

2023年3月8日

吸収分割に係る事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条、

並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

愛媛県四国中央市金生町下分 1 8 2 番地

ユニ・チャーム株式会社

代表取締役 高原 豪久

愛媛県四国中央市金生町下分 1 3 0 番地

ユニ・チャームプロダクツ株式会社

代表取締役 関 忍

ユニ・チャーム株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)及びユニ・チャームプロダクツ株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)との間で、2023年2月22日付で吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)を締結し、2024年1月1日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、吸収分割承継会社が、吸収分割会社のペットケア製品の製造に係る事業に関して有する権利義務をする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条、並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は下記のとおりです。

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項及び同法第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び同規則第 192 条第 1 号)

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、吸収分割承継会社が吸収分割会社に対して、株式、その他の金銭等を交付しないことは、相当であるものと判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号及び同規則第 192 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号及び同規則第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 192 条第

4号イ)

吸収分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類類に関する電子開示システム(EDINET)」の閲覧サイトのほか、次の吸収分割会社のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.unicharm.co.jp/ja/ir.html>

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第192条第4号ロ)

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ及び同規則第192条第4号ハ)

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号イ)

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類

等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割継承会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ及び同規則第 192 条第 6 号イ)

該当事項はありません。

7. 本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割継承会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号及び同規則第 192 条第 7 号)

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の 2022 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 414,114 百万円、負債の額は 112,207 百万円です。そして、本件分割に際して、吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は、11,410 百万円、負債の額は 13,043 百万円となる見込みです。なお、上記時点以降本日に至るまで、吸収分割会社の資産及び負債並びに吸収分割会社から本件分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておられません。

また、本件分割の効力発生後においても、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

したがって、本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の2022年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は126,438百万円、負債の額は58,039百万円です。そして、本件分割に際して、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産の額は、11,410百万円、負債の額は13,043百万円となる見込みです。なお、上記時点以降本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておられません。

また、本件分割の効力発生後においても、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

したがって、本件効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書の内容

(次頁以降のとおり)



吸収分割契約書

ユニ・チャーム株式会社(以下「UC」という。)とユニ・チャームプロダクツ株式会社(以下「UCP」という。)は、UC がペットケア製品の製造に係る事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務をUCPに承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

UC は、本契約の定めに従い、吸収分割(以下「本分割」という。)により、本事業に関して有する本権利義務(第3条第1項において定義する。)を、効力発生日(第6条において定義する。以下同じ。)に、UCPに承継させ、UCPは、これをUCから承継する。

第2条(商号及び住所)

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社(UC)
商号:ユニ・チャーム株式会社
住所:愛媛県四国中央市金生町下分182番地
- (2) 吸収分割承継会社(UCP)
商号:ユニ・チャームプロダクツ株式会社
住所:愛媛県四国中央市金生町下分130番地

第3条(承継する権利義務)

1. 本分割によりUCPがUCから承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本権利義務」という。)は、別紙1のとおりとし、別紙1に記載のない権利義務は承継しない。
2. UC及びUCPは、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割によるUCからUCPに対する債務の承継については、重量的債務引受の方法による。

第4条(分割対価の交付)

UCPは、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条(UCPの資本金及び準備金)

UCPは、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条(効力発生日)

本分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年1月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、UC及びUCPは、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条(分割承認決議等)

UC及びUCPは、効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第8条(本分割の効力発生の条件)

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 第7条に定めるUC及びUCPの取締役会における本契約の承認が得られたこと。
- (2) 効力発生日の前日までに本分割の効力発後にUCPが本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第9条(善管注意義務)

UCは、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、UCPの事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本

事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条(費用・公租公課)

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、UC 及び UCP が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 11 条(本契約の変更、解除及び終了)

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、UC 若しくは UCP の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、UC 及び UCP は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日(第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。)までに第 8 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 12 条(協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、UC 及び UCP で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、両当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 2 月 22 日

UC:

ユニ・チャーム株式会社
代表取締役 社長執行役員
高原 豪久



UCP:

ユニ・チャームプロダクツ株式会社
代表取締役 社長執行役員
関 忍



別紙 1

承継権利義務明細書

UC は、2022 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務(法令上承継可能なものに限る。)を、効力発生日において UCP に承継させ、UCP はこれを承継する。但し、「1.」、「2.」及び「3.」(2)については、UC 及び UCP が別途合意した場合、「3.」(1)については、UC 及び対象となる雇用契約の当事者である UC の従業員個人が別途の取扱いに合意した場合は、承継する権利義務から除かれるものとする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品、前払費用、未収入金等、本事業に関する流動資産の一切。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定等、本事業に関する有形固定資産の一切。

② 無形資産

ソフトウェア等、本事業に関する無形資産の一切。

③ 投資その他の資産

前払年金費用、繰延税金資産、長期前払費用、差入保証金等、本事業に関する投資その他の資産の一切。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

支払手形及び買掛金、未払金、賞与引当金、未払費用、リース負債等、本事業に関する流動負債の一切。なお、本事業に関する租税債務を除く。

(2) 固定負債

退職給付引当金、繰延税金負債、リース負債等、本事業に関する固定負債の一切。

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

(1) 雇用契約

本契約締結日現在において UC において本事業に主として従事する、又は本契約締結日以後効力発生日の前日までに本事業に主として従事することとなった UC の従業員全員に係る雇用契約(対象となる従業員は、別途 UC 及び UCP の間で特定するものとする)。

(2) その他の契約

本事業に関する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

以上



別紙 2 吸収分割承継会社の最終事業年度における計算書類等の内容

(次頁以降のとおり)

第50期

〔 自 令和4年1月1日
至 令和4年12月31日 〕

事 業 報 告

ユニ・チャームプロダクツ株式会社
代表取締役 関 忍

事業報告

〔 自 令和4年1月1日
至 令和4年12月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される一方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、ウクライナ情勢等の悪化により地政学リスクの高まりを受け、物価上昇、供給面での制約、為替変動の影響等に十分注意する必要があります。当社におきましては、供給面での制約、原材料価格の高騰や動力費の高騰より、ベビーケア事業が苦戦を強いられました。

このような状況のもと、ウェルネスケア事業では、中度パンツ、中度パッドや重高機能パッドが増加しました。その結果、売上高は前事業年度比5.6%増加の186,054百万円となりました。

利益面では、ウクライナ情勢等による輸入および国内の原材料の価格高騰に加え、動力費の高騰が減益要因となり、当事業年度における営業利益は前事業年度比10.2%減少の14,148百万円、経常利益は13,886百万円（前事業年度比12.9%減）、当期純利益は9,531百万円（前事業年度比13.3%減）となりました。

なお、各事業部門別の販売状況は次のとおりであります。

事業部門別の売上高

期 事業別	主な営業品目	第49期		第50期		上段：増減数又は額 下段：増減率	
		自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日		自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日		売上数量 (千ケース) (%)	売上金額 (百万円) (%)
		売上数量 (千ケース)	売上金額 (百万円)	売上数量 (千ケース)	売上金額 (百万円)		
ウェルネスケア	大人用天竺製品 不織布マスク、食品包材	27,001	73,494	28,388	84,098	1,387 5.1%	10,604 14.4%
Kireiケア	化粧用パフ、シートクリーナー	8,986	16,848	12,228	20,510	3,241 36.1%	3,661 21.7%
フェミニンケア	ナプキン、タンポン、 ショーツ、ライナー	9,210	22,807	9,771	25,245	561 6.1%	2,437 10.7%
ベビーケア	ベビー用紙オムツ、 ケア用品	26,323	59,183	19,879	51,596	△ 6,443 △ 24.5%	△ 7,587 △ 12.8%
ペットケア	ペット用紙オムツ	1,381	3,901	1,441	4,603	60 4.3%	702 18.0%
計		72,902	176,236	71,709	186,054	△ 1,192 △ 1.6%	9,818 5.6%

(注) 令和4年度よりウェルネスケア(ヘルスケア)事業からウェルネスケア事業へ、ウェルネスケア(C&F)事業からKireiケア事業へ名称変更しております。それに伴いベビーケア事業のウェットティッシュ製品はKireiケア事業へ、ウェルネスケア(C&F)事業の食品包材製品はウェルネスケア事業へ変更しております。

【ウェルネスケア事業製品】

高齢者人口の増加により拡大が続く国内市場においては、COVID-19禍の生活環境に慣れてきたことや、ワクチン接種が進み行動制限が緩和されたことなどもあり、市場は回復へと転じました。そのような中、中度のパンツ型紙おむつでは、足腰の負担を軽くする「骨盤サポートフィット」を機能強化するなど、健康寿命の延伸に繋がる幅広い商品ラインアップの拡充により、安定的な成長を実現いたしました。

【Kireiケア事業製品】

国内では、COVID-19禍の中、ウェットティッシュ「シルコット」ブランドの安定供給と、市場シェアの拡大に努めた結果、安定的な成長を実現いたしました。

【フェミニンケア事業製品】

対象人口の減少で市場が縮小する中、健康意識と安心志向が高まる中、女性のライフスタイルに合わせた高付加価値商品などの展開やSNSなどを活用した消費者とのコミュニケーションでブランド価値の向上に努めた結果、高い成長を実現いたしました。

【ベビーケア事業製品】

少子化が進み、市場が縮小する中、『ムーニー』『ナチュラル ムーニー』など高付加価値商品を含めた幅広い商品ラインアップで、笑顔あふれる育児生活の実現に取り組み、ブランド価値の向上に努めてまいりましたが、日本製需要の減退による中国向けの減収が影響し、売上高は伸び悩みました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において、福島工場ウェルネスケアの設備増設を中心に、取得ベース（建設仮勘定の増加を除く）で総額4,541百万円の設備投資等を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金により賄っております。

(4) 対処すべき課題

ウクライナ情勢等の悪化により地政学リスクの高まりを受け、当社を取り巻く環境においても、供給面での制約、為替の変動ならびに原油価格変動による材料費への影響に加え動力費の高騰等、依然として厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境に対処するため、一層の原価低減を目標に掲げ、引き続きOODA-Scrum手法と新UTMSS改善活動の両輪でグループ全体を巻き込んだコストダウン活動を推進いたします。また一人一人が夫々の自律と想いの強さを支えにして成長し、「共生社会」への貢献を実現してまいります。加えて大きく働き方が変化する中、自分自身の働き方を自ら改革する唯一無二の組織を目指すことが当面の課題として挙げられます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	(単位：百万円)			
	第47期 自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日	第48期 自 令和2年 1月 1日 至 令和2年12月31日	第49期 自 令和3年 1月 1日 至 令和3年12月31日	第50期(当期) 自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日
売上高	165,898	173,191	176,236	186,054
経常利益	10,555	17,371	15,944	13,886
当期純利益	7,522	12,075	10,998	9,531
純資産	56,025	60,274	64,201	68,399
総資産	107,485	117,413	118,350	126,438
1株当たり当期純利益(円)	12,976	20,830	18,973	16,441
1株当たり純資産(円)	96,645	103,975	110,748	117,990

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しており、また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

<第48期>

新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の影響により非常に厳しい状態にありますが、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待される一方、感染症拡大による社会経済活動への影響が経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。当社におきましては、COVID-19の影響による活動機会の減少や前年の消費税増税前の駆け込み需要の影響で、ベビーケア事業、フェミニンケア事業が苦戦を強いられました。その一方ウェルネスケア事業では、中度パットの増加に加え、感染予防対策品としてマスクとシルコットウェットティッシュが増加しました。

<第49期>

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の影響により非常に厳しい状態が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きがみられ、経済社会活動が正常に向かう中で、景気が持ち直していくことが期待される一方、新種株(オミクロン株)の拡大による社会経済活動への影響が経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。当社におきましては、COVID-19の影響や供給面での制約、原材料価格の高騰により、ベビーケア事業、ウェルネスケア(C&F)事業が苦戦を強いられました。

<第50期>

第50期につきましては、(1)事業の経過およびその成果に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社はユニ・チャーム(株)であり、同社は当社の株式を579,700株(出資比率100%)保有しております。当社は、親会社より紙オムツ・生理用品などの生産及び仕入を委託され、これを納入しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
大人用品 日用雑貨その他の製造	大人用失禁製品、不織布マスク 化粧用パフ、食品包材、シートクリーナー
生理用品の製造	ナプキン、タンポン、ショーツ、パンティライナー
ベビー用品の製造	ベビー用紙オムツ、ケア用品

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	香川県観音寺市
四国工場	香川県観音寺市
福島工場	福島県東白川郡棚倉町
静岡工場	静岡県掛川市
九州工場	福岡県京都郡苅田町

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
1,185名	38名減

(注)従業員数には、受入出向社員(225名)を含み、出向社員(46名)、嘱託社員(79名)及び臨時社員(14名)は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000株
- ② 発行済株式の総数 579,700株
- ③ 株主数 1名
- ④ 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
ユニ・チャーム株式会社	579,700 株	100.0 %

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
関 忍	代表取締役兼社長執行役員	
高原 豪久	取締役	ユニ・チャーム(株)代表取締役兼社長執行役員
鶴飼 哲男	取締役	
彦坂 年勲	取締役	ユニ・チャーム(株)取締役
志手 哲也	取締役	
渡辺 勉	取締役	
菅 敬志	取締役	
脇 博之	常勤監査役	

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

令和4年3月24日開催の定時株主総会において、新たに渡辺勉氏、菅敬志氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
監査役	1人	5,140 千円

- (注) 1. 会社法第361条第1項第1号 取締役報酬限度額 年額50,000千円(平成11年5月25日株主総会決議)
2. 会社法第387条第1項 監査役報酬限度額 年額20,000千円以内(平成27年3月26日株主総会決議)
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名、監査役は1名であり、取締役7名には報酬を支給しておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 7,500千円

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役等が同意をした理由

監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

5. 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

(1) コーポレートガバナンス

- ① 当社は、監査役設置会社であり、業務執行に対する取締役会の監督機能、意思決定プロセスの適正性・透明性を確保します。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規程に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、担当職務を執行します。
- ③ 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行とを分離し、取締役会の監督機能強化と業務執行責任における組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務及び業務を執行します。
- ④ 当社は、グループ共通の「決裁権限規程」に従って業務を行うことによって、業務の適正性を確保するとともに、組織運営の効率化及び意思決定の迅速化を図っています。

(2) コンプライアンス

- ① 当社は、社是である「企業の成長発展、社員の幸福、及び社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」を経営の指針としています。
- ② 当社は、取締役及び社員が高い倫理観を持ち、法令及び定款を遵守するための指針として、行動指針等を冊子にまとめて解説した「The Unicharm Way」をコンプライアンス体制の基盤としています。
- ③ 当社は、「The Unicharm Way」に掲げる精神を発信し続けることにより、企業倫理意識の向上及び浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しています。
- ④ 当社は、品質・安全・環境を骨格とする、あらゆる社会的責任にかかる事項の活動監視を実施し、企業行動の適法性、公正性、健全性の確保を行います。
- ⑤ 当社は、法令等の遵守に関する意識向上と問題の発生を未然に防止することを目的とし、取締役及び社員へのコンプライアンス教育、並びに法令等遵守状況の定期的な確認及び改善活動を行います。
- ⑥ 当社は、部門の業務執行が、法令等に則って適正に行われていることを確認するため、必要に応じて親会社の内部監査部門の監査を受け、指摘事項を改善します。
- ⑦ 当社は、反社会的勢力の排除に関して、「The Unicharm Way」の「行動指針」に定められた方針・基準を遵守するとともに、必要な場合には弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、「情報管理セキュリティ規程」その他の社内規程に則り、取締役の職務の執行に係る重要な文書を関連資料とともに適切に保存・管理します。取締役は、いつでもこれを閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、各部門より定期的に報告される重要リスクを分析・評価することによって、改善策を審議し、決定します。
- ② 取締役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識のもとで業務を行うことを基本とします。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程として制定された「クライシスコミュニケーションマニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な役割分担と監督体制により、効率的な事業運営を行うため、以下の取組みを行います。

- ① 優先順位の高い課題に時間と行動を集中させる当社独自の手法である「OODA-Scrum手法」を、毎週生産部門全体にテレビ会議を接続して実施する「UCP OODA-Scrum Leader会議」で徹底し、一定の思考プロセスによる意思決定を行うことで、取締役及び社員の業務執行の効率化を推進します。
- ② 当社は、執行役員制度の採用により、経営と業務執行を分離し、執行役員としての業務執行責任を明確にします。
- ③ 当社はグループ大綱方針及び事業計画に従い、部門方針を作成し戦略と数値の達成度を進捗管理します。
- ④ 事業計画を具体化するため、半期毎に半期・四半期のマネジメント予算を策定し承認を得ます。
- ⑤ グループ全体に係る情報の伝達や業務において、ITを有効かつ適切に利用します。

5. 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係資料等を親会社に提出します。
- ② 当社は、その経営成績・財務状態その他の重要な情報について、四半期に一回、決算財務報告を親会社に提出します。

(2) 当社及びその親会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、職務分掌及び権限に基づいて業務執行を行う体制の構築、並びに責任を持ったリスク管理を実施し、「関係会社管理規程」に基づき、定期的に重要リスクについて親会社に報告します。
- ② 当社は、重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程として制定された「クライシスコミュニケーションマニュアル」に基づき、親会社への報告を行うとともに、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努めます。
- ③ 当社は、親会社の内部監査部門と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

6. 監査役職務を補助すべき社員に関する事項

- ① 当社は、監査役職務を補助するため、補助使用人の確保に努めます。
- ② 当社は、監査役職務を補助するための社員の任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとします。

7. 当社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告するものとします。また、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
- ② 取締役及び社員は、監査役求めに応じて、業務及び財産の状況の調査に協力するものとします。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。また、監査役へ報告を行った者及びその内容については、厳重な情報管理体制を整備し、報告者が不利益な取扱いを受けることを防止します。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について費用の前払い・支払い等の請求をしたときは、当該費用が監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行います。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人、親会社の内部監査部門と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- ② 監査役は、取締役職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役社長執行役員と定期的に会合を開催します。
- ③ 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

第50期

〔 自 令和4年1月1日
至 令和4年12月31日 〕

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

ユニ・チャームプロダクツ株式会社
代表取締役 関 忍

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	59,419,244	流 動 負 債	55,650,405
現金及び預金	710,615	支払手形	135,056
売掛金	20,883,691	電子記録債務	21,176,062
製品	8,726,414	買掛金	23,262,825
原材料	2,837,588	未払金	6,132,132
未着品	2,107,008	未払費用	571,608
仕掛品	253,569	未払法人税等	2,061,282
貯蔵品	305,587	未払消費税等	1,105,479
短期貸付金	22,400,000	賞与引当金	1,038,328
未収入金	846,832	その他の流動負債	167,628
その他の流動資産	347,936		
固 定 資 産	67,019,078	固 定 負 債	2,388,604
有形固定資産	63,618,168	退職給付引当金	821,489
建物及び構築物	22,539,574	長期未払費用	1,533,616
機械及び装置	30,944,240	その他の固定負債	33,498
車両運搬具	13,468		
工具、器具及び備品	282,240		
土地	9,093,740		
リース資産	18,763		
建設仮勘定	726,140		
無形固定資産	89,530		
ソフトウェア	62,112		
電話加入権	8,594		
施設利用権	18,823		
投資その他の資産	3,311,379		
長期前払費用	675,549		
前払年金費用	1,227,257		
繰延税金資産	1,389,368		
その他の投資等	19,204		
		負債合計	58,039,009
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	68,399,313
		資本金	200,000
		利益剰余金	68,199,313
		利益準備金	52,500
		その他利益剰余金	68,146,813
		固定資産圧縮積立金	129,169
		繰越利益剰余金	68,017,643
		純資産合計	68,399,313
資産合計	126,438,323	負債純資産合計	126,438,323

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成4年1月1日
至 令和4年12月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		186,054,048
売 上 原 価		147,930,971
売 上 総 利 益		38,123,077
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,974,348
営 業 利 益		14,148,729
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	62,472	
賃 貸 収 益	54,764	
業 務 受 託 料	25,588	
保 険 配 当 金	20,342	
そ の 他	39,271	202,439
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,291	
賃 貸 費 用	44,934	
為 替 損 益	394,443	
そ の 他	19,504	464,173
経 常 利 益		13,886,995
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16,379	16,379
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	232,153	232,153
税 引 前 当 期 純 利 益		13,671,221
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,358,493	
法 人 税 等 調 整 額	△ 218,648	4,139,845
当 期 純 利 益		9,531,375

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 令和4年1月1日
至 令和4年12月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
前期末残高	200,000	-	-	52,500	151,317	-	63,797,360	64,201,178	64,201,178
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△5,333,240	△5,333,240	△5,333,240
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△22,148	-	22,148	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	9,531,375	9,531,375	9,531,375
当期変動額合計	-	-	-	-	△22,148	-	4,220,283	4,198,135	4,198,135
当期末残高	200,000	-	-	52,500	129,169	-	68,017,643	68,399,313	68,399,313

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料及び仕掛品……………総平均法による原価法

未着品及び貯蔵品……………個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、ウェルネスケア関連商品、フェミニンケア関連商品、ベビーケア関連商品、Kireiケア関連商品等のパーソナルケア商品の製造及び販売並びに、ペットケア関連商品等の製造及び販売を主な事業としており、このような商品販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる計算書類等への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類等への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	貸借対照表計上額
前払年金費用 (退職年金制度)	1,227,257 千円
退職給付引当金 (退職一時金制度)	(821,489) 千円
退職給付費用	464,085 千円

(注)負債に計上しているものは()で示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

従業員及び退職者に対して、確定拠出制度及び確定給付制度を設けております。

確定給付型の退職金制度における退職給付費用、前払年金費用及び退職給付引当金は、数理計算上の仮定、年金資産の長期期待運用収益率に基づいて計算しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

退職給付債務の数理計算上の仮定には、退職率、割引率等が含まれております。主要な仮定である割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の期末日時点の優良社債の市場利回りを参考に決定しております。また年金資産の長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将来見通し等を基礎として設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

割引率の変動や年金資産運用における期待運用収益と実際運用収益の差異は、翌年度以降の退職給付費用に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	98,038,378 千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	43,323,101 千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,302,037 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	185,870,537 千円
営業取引以外の取引高	245,886 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	579,700株	-	-	579,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,014,440	5,200	令和3年12月31日	令和4年3月25日
令和4年7月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,318,800	4,000	令和4年6月30日	令和4年9月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,014,440	5,200	令和4年12月31日	令和5年3月24日

(金融商品に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産又は親会社への短期貸付に限定しております。

また、資金調達の必要性が生じた場合には、親会社からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金及び貸付金は、概ねグループ会社に対するものであるとともに、回収期間も短いため、流動性リスク・信用リスクとも極めて低いと認識しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、未払法人税等および未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、短期貸付金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	316,274 千円
未払事業税	116,159 千円
未払法定福利費	72,223 千円
棚卸資産	107,956 千円
減価償却超過額	514,988 千円
退職給付引当金	250,225 千円
未払給与	124,786 千円
株式報酬費用	239,972 千円
その他	89,523 千円
繰延税金資産合計	1,832,109 千円

(繰延税金負債)

前払年金費用	373,822 千円
固定資産圧縮積立金	56,579 千円
その他	12,338 千円
繰延税金負債合計	442,740 千円

(繰延税金資産又は繰延税金負債の純額)

繰延税金資産の純額 1,389,368 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容		
親会社	ユニ・チャーム㈱	東京都港区	15,992,668千円	大人用品、ベビー用品、生理用品、日用雑貨その他の販売等		
議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
	役員の兼任	事業上の関係				
被所有 100%	2名	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	185,870,537千円	売掛金	20,863,047千円
			不動産の賃貸	37,308千円	未収入金	3,188千円
			機械装置等の購入	2,661,234千円	未払金	613千円
			資金の貸付	14,100,000千円	短期貸付金	22,400,000千円
			資金の回収	7,100,000千円		
			貸付金利息の受取	62,424千円	未収入金	5,706千円
			支払代行業務	15,641,422千円	未払金	1,940,628千円
			支払代行利息の支払	5,259千円	未払金	666千円
		譲渡制限付株式の付与	2,890千円	長期未払費 目	1,463,361千円	

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、消費税法上の課税対象取引の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 製品販売については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、半期毎に価格交渉の上、決定しております。
3. 不動産（土地及び建物）の賃貸料については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
4. 機械装置等の購入価格については、取引の都度、総原価を勘案して希望価格を互いに提示し、決定しております。
5. 資金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
6. 支払代行業務の手数料は、実際に取り扱った代金に対して双方協議の上、一定率を乗じて決定しております。
7. 支払代行業務の支払利息利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
8. ユニ・チャーム㈱より当社役員及び従業員に対して譲渡制限付株式報酬としての親会社株式の事前交付が行われており、当該株式に係る支払債務を計上しております。親会社の譲渡制限付株式の価格は付与時の株価により決定しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容		
親会社の子会社	ユニ・チャーム国光ノンウーヴン(株)	香川県観音寺市	40,000千円	不織布等の製造販売		
議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
	役員の兼任	事業上の関係				
-	2名	原材料及び製品の仕入	原材料及び製品の仕入	20,401,541千円	買掛金	1,942,792千円
		役員の兼任	不動産の賃貸	13,140千円	未収入金	1,144千円

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、消費税法上の課税対象取引の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 原材料及び製品の仕入れにつきましては、予定仕入価格や予定総原価を勘案し、半期ごとの交渉により金額を決定しております。
3. 不動産(土地)の賃貸料については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、3年毎に価格交渉の上、決定しております。

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容		
親会社の子会社	ユニ・チャームメンリック(株)	東京都港区	150,000千円	大人用失禁製品等の販売		
議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
	役員の兼任	事業上の関係				
-	-	物流代行	物流代行手数料の受取	25,588千円	未収入金	3,115千円

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、消費税法上の課税対象取引の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 物流代行業務の手数料については、実際に取り扱った代金に対して双方協議の上、一定率を乗じて請求しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 117,990円88銭
2. 1株当たり当期純利益 16,441円91銭

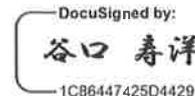
独立監査人の監査報告書

令和5年2月21日

ユニ・チャームプロダクツ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニ・チャームプロダクツ株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

代表取締役、常務取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に直接もしくはリモート形式を通じて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月21日

ユニ・チャームプロダクツ株式会社

常 勤 監 査 役

脇

博之

